

の方も責任を持つてこれに対処したい
といふに思つております。

以上は總裁と、全國的にははつきりき
あります、内規といたしましてこれ

豊川を軽視するというふうな問題ある」ということは全然ございません。また、

いうことになつております。第二期工事は、全然まだ見当がついておりませ

ども、この豊川の事業を引き継いだ愛知用水公団が遠からず水資源公団に合

○森八三一君 これはきわめて形式的なことであります。が、愛知用水公団の場合には、役員の構成と申しますか、

○森八三一君 今まで愛知用水公団で
は総裁という字を使っておつたのに、
まつておりません。

ざいませんので、この点は、なってい
ただく方につきましては、感じの問題題
だけかもしれません、私どもは実質

ん。というのは、大蔵省とまだ話し合
いがつていないとすることが、三十
五年度中の話でございます。三十六年

併に移行をする、こういうことになる
だらうと思うのですが、その場合世銀
借款の関係からいって、愛知用水の管

役員の名称と申しますか、総裁といふ形あるいは副総裁といふような形をとつておられましたが、今度は理事長、副理事長といふような言葉に変わられる、これは他の例によるというのです。が、国のかういうような機構につきましては、その車両なりあるいは事務分

理事長と変えますると、一枚格下げになつたような、豊川用水の方はあまりそり大切な仕事ではないというように気分的な感じが出てきて、事業の遂行上にどうも軽く扱われるというような心配が持たれはせぬかと思うのです。別に懲戒としたから報酬が多くなるわ

的な問題としては、前と同じといふことを考えております。
○森八三一君 どうもその辺が、浜口さんが今公団の総裁なんですから、この法律が改正になると、今度は浜口さんが理事長ということになる。これは形式的にはなっていくと思うのです。

度、公團でやつていきます事業については、第一期事業も入れまして、七年前くらいの目標にしてやつたらどうかということを、今の時点では考えておりますので、もしもこれが新しくできますと水資源公團に合併をするというふうなことになりますれば、またそれはそ

理業務だけは、これを切り離して水資源公団に移行するのではないか、こういう心配があるわけです。というのは、世銀との借入の契約は、あくまで愛知用水と契約をしておるのでありますから、これが解散が何かしまして、新たな水資源公団ということにならぬ

量なりといふもので、こういう場合には、理事長と、こういう何かの名前を使ふ規則の内規でもありますのか、どういうわけでこう変ざしますのか、その辺がきわめてあいまいな問題であります。されども、これほどういふことなんですか。

けでもないと思うので、気持よくやつていただき、人を使っていくといふ感覚から申しますれば、この名称なんかはそろいじらぬ方がいいと思うのです。が、その辺が別に内規もなし、感じの上で動いていらっしゃる、感じの上なら人を使いやとい、よく働いていただけるという、名刺に堂々と書けるよ

ですね。それじゃ困るということにならぬと、浜口さんはこの法律改正と同時に、首になるといふことが約束されてしまう。人を使つていく上において、人を遇する道じゃないと思う。この点は形式的な問題ですから、私は深く追及式よつて思いませんけれども、法律改正

ちらで、いろいろな事業を何年くらいでやるかということ、全国的な問題として討議されると思いますので、合併後はまだわかりませんが、豊川は現在の時点では、大体第二期工事を入れて七年くらいでどうだらうかといふうに考えております。

ります」といふと、世銀との間の借款の関係からいって、これがスムーズに話がつくのかどうなのか、こういうことの心配があるわけござりますが、これは世銀の了解を得なければどうしても一緒にいけない、これが非常に大きな要素になつておるというふうに伺うるのであります、そらするならば、こ

○政府委員(伊東正義君) それほど
はつきりした内規がありまして、たと
えば全国的なものであれども、全国

にしてあげる方がいいと思うのです
が、なぜこんなことをおやりになるの
か、何かもう少し理由があるのでじやな

によつて、人に氣持よく勵いていただくということに、多少でも瑕璫が入つてくると、「うーとこつ」とは、将来と

いことはあるのですが、水資源開発公団の連合審査もございますから、そちらの方へ質問を大部分譲ります。従つ

のまた愛知用水といふものが二つに分かれるといふようなことも起こり得るわけでもないですが、この点世銀との

的でないある特定のものをやる場合に
は理事長と実ははつきりしております
ん。しておりませんが、農林省でやつ
ております公団で森林公団とか、機械
開発公団は理事長という形でやってお
ります。今度法律改正いたしまして、
豊川の仕事をやるわけでありますが、
何と申しますか、仕事の量の問題その
他考えますとかなり人員の点、工事量
の点等、前よりも縮小されて参ります
たので、どうも縮裁という名前が適当
かどうかということをいろいろ考えた
のでございますが、現在やつております
す農林省のほかの公団の規模等も考え
まして、合わせて人員も縮小し、理事
長、副理事長という名前をとつたので

○政府委員(伊東正義君) 準に他意はございません。豊川事業を軽視するというような意味でもございませんで、実はこれをやりましたときに、笑い話でございますが、総裁と理事長と待遇が違うのか、報酬等違うのかといふふうなことを議論したことがござりますが、特に理事長になりましたから報酬等が下がるといふものではございません。ただ、理事の数等もかなり減らしながらしまして、名称等も若干ここで変更をして、新しく出直した方がいいのぢゃないかというふうなことでやりましたので、待遇その他について、どう

も一つ十分考えていただきたいかかるべきだと思います。別に規定がありませんが、たまたま別でござりますよ、何もない、感じだけ、感じの上へ動くということならまだ、むしろもうちょっと気持よく働けるようにしたらどうかと思います。

それから豊川用水の問題が入って参りまして、愛知用水の今後の仕事の予定年限はどのくらいになりますか。

○政府委員(伊東正義君) 豊川が入りまして、従来の愛知用水公園の施設の管理はつと統くわけでございます。それから豊川の事業は、一応現在のこところは第一期工事といいますのは、厚見の方へ水路を持ってくる工事でござりますが、これだけが一応七年完成と

て、本日はごく簡単に、愛知用水の豊川への引き継ぎの場合、それから水資源公団への移行の場合のことについて、簡単に伺いたいと思います。

森委員も触れられておりましたのですが、愛知用水がいわゆるこの当初臨時的な事業ということで、職員は将米間に不安というものを持っておったのですが、それが豊川の事業を引き継ぐことになり、いろいろ苦労をされて一応の解消の見込みがついたようですがあります。これは私ども非常にその点においては御同慶にたえないでござりますが、その場合に、この豊川の事業を引き継いだのはいいのでありますけれど

○政府委員(伊東正義君) 世銀との交渉はどのようになつておるか、またこの見通しはどのようになつておるか、この点お伺いいたしたいと思います。

世銀との交渉でござりますが、交渉いたしましたのは、豊川事業を含んで愛知用水がやつっていく。その場合に木曾川と豊川の勘定を分けますというところまで実は交渉いたしております。その了解を得取っておりますが、そのあととの水資源公団ができたらどうだということの交渉は、実はまだいたしておりませぬ。水資源公団法ができましたのはつい最近でござりますし、今後話をすることにいたしております。現在ま

が、私どもいたしましては、やはり
これは二分するのではなくて、どうし
ても日本政府の意思としては、これは
一本でやつていくべきだ、またやつて
ほしいということを最後まで話しまし
て了解を求めて、一本になつていきた
いといふに思つておりますし、そ
ういうことが可能になりますように努
めいたしたいと思っております。
○北村暢君 もう一点だけお伺いいた
しますが、今度の水資源が発足いたし
ますと、水系別の開発計画に基づいて
利根川、淀川、遠賀川、木曾川、吉野
川等、今こら出ておるだけでもこうい
うようなところがあげられておるよう
でござりますが、この前の答弁です
と、八郎潟の干拓のあと地の何とい
ますが、干拓後における整備、農耕地
の造成、こういうものにまで公団の業
務といふものはやつていいのだところで
いろいろな答弁もあつたのであります
が、一体そういうことになれば、この
豊川の事業とこれから起りますとこ
ろの幾つかの水系別の開発、こういう
ことに関連をする従来の国営の土地改
良事業、こういうものとの今後交知用
水が水資源公団に移行した場合に、そ
ういうところまで手広く各地域にわ
たつてやるのかどうなのか、この点を
一つお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(伊東正義君) 水資源公団
がもしもできますれば、特定水系をや
ると、その場合の農林省の国営事業と
の関係でござりますが、多目的事業は
公団でやるということにならうと思ひ
ます。ただ今考えております木曾川が
指定になりましたが、あそこで多目的
なもののは今やつておりません。濃尾第

○委員長(藤野繁雄君) 全会一致であります。よって本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤野繁雄君) 御異議ない認めます。よってさよう決しました。

○委員長(藤野繁雄君) 次に、愛知用水公團法の一部を改正する法律案(閣法第一四〇号、衆議院送付)を議題とします。

討論に入ります。別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤野繁雄君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入れます。

愛知用水公團法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤野繁雄君) 多数でござります。よって本案は多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成、その議長に提出すべき報告書の作成、そのお方の挙手を願います。

他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤野繁雄君） 御異議ないと言えます。よつてさう決定いたしました。

○委員長（藤野繁雄君） 暫時休憩します。

午前十時四十九分休憩

午後一時四十一分開会

○委員長（藤野繁雄君） 委員会を再開いたします。

委員の異動について報告いたします。

武内五郎君が辞任され、その補欠として小林孝平君が選任されました。

○委員長（藤野繁雄君） 農業基本法案（閣法第四四号、衆議院送付）を議題といたします。

本案については、去る五月三十一日質疑は終局されております。

これより、本案の討論に入ります。

御意見のおありの方は、贊否を明らかにしてお述べを願います。

○北村鶴君 私は、日本社会党を代表して、たゞいま議題となりました農業基本法案（閣法第四四号）に対し、反対の討論をいたします。

討論に先立つて、この際、一昨日の本法案に対する質疑打ち切りにあたり、わが委員が参加できなかつた理由を明らかにしておきたいと思ひます。

わが党は、衆議院段階において政府案の審議に当てられた時間はわずか十数時間にしかすぎず、いまだ結論質問も終了しないままに強行通過し、本院に送付を受けたことにかんがみ、当該

より慎重審議を尽くすことを主張し、きわめて冷静に議事運営に協力してきましたつもりであります。しかるに、われわれとしては、第五章、第六章について、質疑を終了するに至らず、さらに、一応最後まで逐条審議を終てから、再び初めに返つて審議を繰り返すという理事間の了解もあつたので、そのつもりで審議を統けてきておつたのでありまするが、十分審議を尽くしたとは考えられないものであります。さらに、本法案の重要性にかんぐみ、前例からいっても、当然中央公聴会を開催すべきであると主張をいたしました。しかしに、三十日かの午前中に実施するがごとき意見もあつたのですが、わが党の要請で仕方なく形式的に公聴会を行なつたといふ形だけを残そうとするがごときは、大体公述人に對し失礼千万であります。ばかりでなく、日数も十分あることありますから、十分時間をかけて実施することを主張いたしたのであります。この当然の要請がいれられない限り、質疑打ち切りのための委員会の開会には応ずるわけにはいかなかつたのであります。わが党委員の出席なくては、まことに遺憾にたえません。

濟の高度の成長は、農業の低位生産性、低所得、過労労働等、つまり第一次産業の立ちおくれでなされてきたのをいかに克服し、農政の曲がりかどにどう対処するかが基本法制定の重大な意義であつたと思ふのであります。この日本經濟の二重構造をいかに克服し、農政の曲がりかどにどう対処するかが基本法制定の重大な意義であつたと思ふのであります。この日本經濟の二重構造から、二重構造の根は相当に深いのです。ありますして、日本農業の立ちおくれの中でも、日本農業の最大の欠点である零細性を克服すること、もちろんそれもありますけれども、今日の日本農業の立ちおくれは、資本の投下の不足、いわゆる金融の二重構造、いわゆる大企業優先の融資、こういふものからして資金的な面においても二重構造がからわれるのです。さらに、今日の技術改革による技術面の二重構造、労働内部の大企業と中小企業との二重構造、これら農業外または農業を含めてのこの二重構造の問題がきわめて深刻な問題になつてゐるわけであります。しかも、農業はこの二重構造の底辺にありまして、池田首相は、高度成長によって自然に農村の人口は都市に流れていき、六割の首切りではなく、切り上げで解決がするように言われておりますけれども、また、二重構造は解消するのではないかとして、解消されるのが、しかしながら、成長の頂点と底辺とは表裏一体であつて、このようないくからすれば、成長は二重構造解消のただ一つの条件ではない。せいぜい必要な点からすれば、成長は二重構造解消の点からすれば、成長は二重構造解消のただ一つの条件ではない。せいぜい必要な

要条件であつても、十分な条件ではない。高度成長は明らかに二重構造を解消する作用がありますことは確かでありますけれども、同時にそれを拡大するものもあるのです。そして現状は、解消する機能よりも、拡大することの機能の方が非常に強いのであります。従つて、政府の経済成長政策が計画通りに進行するかどうかに重大なる疑惑を持ちますし、このそこを来たたずかことか、ひいては農業の二重構造の解消のためにも非常に大きな問題を生じてくるのであります。すでに、国際収支ははつきり逆調に転じております。それがの経済に対しても自信を持つておる池田さん自身が、安定的成長といふ含みのある発言をするようになつてゐる現状であります。もし、成長政策に狂いが起る場合は、農業基本法の前提の崩壊を意味するのであります。このよくな経済情勢下におけるこの基本法の考え方、前提がくされることにおいて、こういう情勢下において農民の不安といふものはぬぐい去ることができないと思うのであります。

も、これに対し政府は一応参考にする、こういう態度で調査会の答申を十分尊重する態度が見られない。従つてこの長期見通しについても、一切数字的なものは答弁を避けておるのであります。すなわち法律が通つてから検討を加えて出すのだと、こういうことを言つているのでありますけれども、このことはまことに遺憾であると思ひます。

しかも、その公表にあたつては、農民団体が自主的に選択するように行なわれるのでありまして、政府が責任を持つて生産の指導をするといふような積極的なものは、どこにも見られなかつたのであります。農民は抽象的な基本法をもつて満足するものではございません。その裏づけこそ真に求めているところなのであります。それが何ら明らかにされないことは、農民に対して失望を与える、不信を与える結果になると思うのであります。

反対理由の第三は、農業生産の選択的拡大に対し自信を持つていないということであります。自信を持つことができないということであります。まず、今度の基本法の精神が、米麦を中心の農業を転換をして畜産、果樹、テンサイ等の成長財に重点を指向し、選択的拡大をしよう、こういうことになつておるのでありますけれども、ます農民の不安の第一は、この選択的拡大によりまして畜産なり、果樹なり、テンサイなり増産をいたした場合に、過剰生産にならないかという不安を持つております。しかも、これにつきましては大資本、大商事会社の進出等が出て参りまして、直接の生産加工部門への著しい進出が見られるのであります。

一応農業生産の調整といふことはどうたつてゐるのでありますけれども、質疑の中にも明らかになりましたようないふものはぬぐい去られないと思うのです。

次には、価格政策に対する不安であります。米は現在、生産費・所得補償方式をとつております。麦はバルク・ラインによる無制限買い入れを食管法によって規定をいたしております。イモ類、菜種、大豆等の農産物価格安定法あるいは天災法、振興法、繭、蚕糸価格安定法、こういふようないろいろな価格安定法がまちまちに制定せられております。また、新たに畜産物の価格によるいわゆる拡大生産によるところが、しかも構造政策を重点とするところの価格政策といふものに対しても、何ら新しい積極的な意欲といふのを見せておらない。このままの形で価格政策を推移するならば、政府はいかに指導しようとも、いわゆる構造政策なるものは、自立經營農家なるものは、これははるかに及ばない結果になるのではないかと思うのであります。こういうような点からいきまして、わが党は、生産する者に対する価格は、生産費・所得補償方式といふもので明らかに農民に補償をする、こういう立場をとるべきであるということを主張いたしておるのでありますけれども、底に流れることは、需給均衡価格、いわゆ

る經濟の合理主義を貫くところの需給均衡価格といふものを想定しているようではあります。これを明らかにすることは、農民に対する影響等も考え、さらには貿易自由化に對する不安であります。今日國際農業との比較において、日本の零細農業、こういうものの立場からいきまして、どのものをとつても不安のないものは一つもないのです。現実には、農業に対する貿易自由化の不安というものは、この法案の制定によつて今、当分は自由化せずといふ方針を立てておりますけれども、基本的には、近く二、三年のうちに、ほとんど全部のものは自由化されるという段階に來ているのであります。政府の施設も、政府の措置に対し信頼を持つことができるといふのが、農民の偽らざる心境であろうと思うのであります。

反対理由の第四は、自立農家の育成は、實質的な農民の首切り政策につながるからであります。まず、政府の施策を見ますといふと、質疑によつても明らかなるがごとく、今後の農業地は、作付面積にいたしましても、実面積にいたしましても、現状の六百万町

歩といふものは、これは拡大をしない。
という考え方をとつておるのであります。
す。しかも拡大をしないといふこと
で、耕作面における面積は、さらにな
れを減らそ、こういう考え方すらあ
るのであります。一方、自立經營農家と
いうものを想定をし、そしてその育
成のために、所得倍増計画によれば、
二町五反の百万戸を育成しよう、こう
いうことになつておるのでありますか
ら、他に農用地を拡大しないとするな
れば、必ずこれは自立經營農家の名前
のもとに、そこに土地が移動しなけれ
ばならないはずであります。しかる
に、今日の状況からいけば、統計が明
らかに示す通り、農村の人口は都市に
移動はいたしておりますけれども、戸
数は現状においてこくわざかしか減つ
ていないのであります。逆に兼業農家
は増大する傾向すらあるのであります
。そういう点からいたしまして、今
回の基本法に伴います農地法の改正に
より、農地の移動の制限を緩和しよう
といったしておりますけれども、ここに
問題のあることは、地価の充實價格と
いうものが根本的に問題に触れておら
ない、こういうような点からいたしま
して、政府の企図するがごとき農地の
移動といらものが簡単に行なわれない
である。そういうふうな点からいたし
ましても、さらには農家の所得の問題
するならば、これは当然農地を手放さ
なければならぬものが出でてくるわけ
である。そういうふうな点からいたし
ましても、これが一町歩二人構成員で二百五
戸、これが十年後においてこの非

自立経過的家族經營農家といふものが
できるわけであります。これは一町歩
の保有農家でありますから、現状にお
はいいのであります。この非自立経過
的家族經營農家三百五十万戸といふの
は、十年後にこれが存在するという計
画になつてゐるのでありますから、
従つてこれは所得倍増計画による所得
が倍増するような形には決してならな
い農家であります。いずれは十年後以
降において、自立農家あるいは完全な
非自立農家といふふうに分解をしてい
く層と見られるであります。こうい
うような面からいたしましても、政府
の施策をもつてするならば、すなわち
自創資金等の通達にも明らかになつて
おりまするよう、創設資金としてこ
の非自立的な経過的な農家には創設資
金は貸さないのでありますから、また
兼業農家には、創設資金は貸さないので
ありますから、従つてこれは政府の
施策によつていびり出されるという結
果にならざるを得ないのであります。
そういうよろんな点からいたしまして、
真に政府のとつております自立家族經
営農家といふものは、実質的には零細
の兼業農家の切り捨てに通ずるのであ
ります。そうでなければ、政府の目的
といふものは達せられない、こういう
結果になつてゐることは明らかであります。
そういうよろんな点からいたしま
して、わが党はこれらの問題を勘案い
たしまして、三百万町歩の農地造成の
拡大を主張をいたしておるのであります。
このことは審議の中でも、私も予
算委員会でもやりましたけれども、実

際に可能な面積があるのであります。しかも適地もあるのであります。しかしながら、今日思い切ってやはり土地制度の改革まで踏み込まなければならぬ問題ももちろん含んでおります。このやり方というものは、明らかに農業というものを劣等産業視いたして、喪退産業視いたしておるものといわなければなりません。そういうような点からいたしまして、政府のとつておりますことは、そのこと自体否定するものではございませんけれども、そのことによつて、そのことによって起つて参りますいわゆる農民の首切りといふものにつながる政策、これでは私どもは了解ができないのであります。あくまでも積極的な拡大再生産をとる、そういう方向こそ、眞に日本農業の向うべき道であるといふうに確信をいたす次第であります。

する所得に均衡する、これは農業の生産性の低さからやむを得ない状態にならざるを得ない。これをやはり乗り越えていくためには、わが党の主張をいたしております農業生産協同組合法の制定によって、積極的に農業の近代化に踏み切るべきである。このような観点からいたしまして、私は政府のとつております自立経営農家の育成というものが、農民の首切りにつながる政策でありますがゆえに反対せざるを得ないのです。

以上私の四点について反対の意見を申し述べ、討論にかえる次第でござります。(拍手)

○櫻井忠郎君 私は自由民主党を代表して、ただいま議題になつております内閣提出、衆議院送付の農業基本法案に賛成し、そのすみやかななる成立をこいねがうものであります。

まず、賛成の理由の第一は、内閣提出の農業基本法案は、広く国民経済全般の中において農政の方向を打ち立てようとしておるところであります。すなわち、農業が食糧その他農産物の供給、資源の利用、国土の保全、国内市場の拡大等、国民経済において果たす役割の重大さは今さら言うまでもないところでありまして、農業の発展なくして国民経済の発展はあり得ないのであります。同時に、第二次、第三次産業の発展に伴つて、農業の技術進歩、生産性の向上が可能となつてきたことも事実であり、今後における農業の発展と農業従事者の地位の向上も全国民経済の成長発展に即応して、ひとり農業政策のみならず、国の各般の施策を総合的に講ずることによつて初めて期待できるものであります。が、本案の全

体を通じてその趣旨は十分に強調され
ていると考えるのであります。

第二に、本案は、国の総合的な経済
力の発展に即し、可能な範囲において
農業の育成に画期的な努力をする趣旨
を明瞭にしていることであります。す
なわち、第一条において、国の農業に
関する政策の目標を明らかに掲げ、第
二条では、この目標の達成のため、國
は、政策全般にわたり、必要な施策を
総合的に講じなければならない旨を規
定するとともに、第四条において、こ
れらの施策を実施するため必要な法制
上及び予算上、税制等の財政上の措置
を講じなければならぬこと、並び
に、これらの施策を講ずるにあたって
は、必要な資金の融通の適正化滑化を
はからなければならぬことを規定し
ておるのであります。これにより施
策の裏づけを適確に行のうべきこと
が、政府の義務として明らかにされて
いるのであります。

しかも、第六条、第七条において
は、諸施策の成果を毎年検討するため
の年次報告を国会に提出するととも
に、次に講じようとする施策を明らか
にすることとなつており、第一条の目
標が達成されたかどうか、これに対し
政府はいかなる施策を展開すべきかと
いうことが、全國民的世論を背景に國
会で論議されることとなるのであります。

賛成の理由の第三は、本案が自由主
義経済の基調に立つて農業の向かうべき道に誘導しようとしている考え方で
あります。前文にも、「農業従事者の
自由な意志と創意工夫を尊重しつつ」
とうたい、第五条で「農業従事者又は
農業に関する団体がする自主的な努力

を助長することを旨とする」と規定しております。

同時に、協業の助長について明確な規定を設け、営農条件や地域の具体的な状況等に即して必要な協業はこれを積極的に助長することとし、家族農業経営と相び、またはこれを補完するも

方公共団体の施策は、これを援助し、推進し、誘導して、目標の達成に遺憾のないようになるところに本旨があるべきであります。

賛成の第四の理由は、日本農業の過去及び現実を正確に把握し、その向からべき方向づけのための有効適切な諸施策が考慮されていることであります。たとえば、土地の開発利用に関する考え方であります。本案におきましては、第二条で「土地及び水の農業上の有効利用及び開発のため必要な諸施策を総合的に講じなければならない旨」を規定するとともに、第九条において、国は、農業生産の選択的拡大、農業生産性の向上及び農業総生産の増大を図るため、農業生産の基盤の整備及び開発等、必要な施策を講ずる旨を規定し、農用地の改良開発に対する積極的な決意を明らかにしております。

賛成の理由の第五は、農業従事者の自由な意思による經營方式の選択の場を提供していることであります。およそ、農業基本法というとく政策の長期目標を示す法律は、できる限りわが國農業の実情と農民感情に即したものでなければならぬことは申すまでもありません。この点について、本案においては、家族農業経営が現在及び将来に占めるべき地位にかんがみ、ますこれで近代化し、その健全な发展をはかるとともに、できるだけ多くの家族農業経営が自立經營になるように育成

するため必要な施策を講ずることとしております。

同時に、協業の助長について明確な規定を設け、営農条件や地域の具体的な状況等に即して必要な協業はこれを積極的に助長することとし、家族農業経営と相び、またはこれを補完するも

として協業の意義を十分に生かしてゐるのであります。が、協業をとるかいなかの選択は、農業従事者の自主的かつ自由な判断にまかせているのであります。

以上述べて参りました五つの点が、本案の基調をしている要点かと思うのであります。要約すれば、国民経済の成長発展に即応し、劣悪な諸条件に取り巻かれている農業を高度に発展せしめるため最善の努力を尽くすべきとの責任を明確に規定し、あわせて地主公共団体の施策、農業従事者並びにその団体の自主的な努力の方向づけを行なつておられるのであります。きわめて適切妥当なものと思らるのであります。

さらに引き続き、本法案の成立にあたり、政府に要望したい点を若干付言したいと存じます。

まず、第一条において農業の生産性の向上を言い、また、農業従事者の生活の均衡を言うのであります。この場合、農業のいかなる部分と他産業のいかなる部分とを比較していくかといふ問題であります。これは本法運用

上に重要な問題であると思いますが、その比較にあたっては、統計利用の問題、農業経営の実態の問題などもありましょから、農政審議会等において

十分に検討をわざらるべきことではあります。特に政府はこの点に留意して、立法の趣旨が完全に実現され、あるいは大企業をも含めて、社外工、臨時工における低賃金等、劣悪労働条件の解消の施策が強く推進されねばなりません。

次に、関連諸施策の具体化についてであります。特に自立經營育成の諸施策に關して、經營規模拡大のための農地についての信託、農業生産法人の制度の具体化、土地取得資金の金利、期間、資金ワクの問題のほか、農地価格の推移が農業構造改善にまわめて密接な影響を持つと考えられますので、その検討とともに、適切な施策を機を失すことなしに実施さるべきであると考えるのであります。

また、価格政策の運用にあたつては、農業従事者の関心がきわめて強いことにもかんがみ、いささかも農業所得の確保に遺憾のないよう万全を期せられたいのであります。

最後に、農業政策以外の諸施策の強化についてであります。冒頭にも述べたのとおり、このうした不安を解消し、今後

の生活のために農地を保有し、かつ低位な生産性を脱却し得ない多くの実例が見られるのであります。社会保障の充実によりこうした不安を解消し、今後における農地の流動を容易ならしめることが必要かと考えます。

第五に、交通、通信施設、その他農村の環境の整備等のため積極的な施策を講すべきであります。以上の諸点に付いては、農業従事者の関心がきわめて強いことにもかんがみ、いささかも農業所得の確保に遺憾のないよう万全を期せられたいのであります。

第五に、交通、通信施設、その他農村の環境の整備等のため積極的な施策を講すべきであります。以上の諸点に付いては、農業従事者の関心がきわめて強いことにもかんがみ、いささかも農業所得の確保に遺憾のないよう万全を期せられたいのであります。

第六に、雇用機会の増大のため、低

正、特に中小企業の一部における、あるいは大企業をも含めて、社外工、臨時工における低賃金等、劣悪労働条件が今日は行なわれておるのであります。政府案は、農業基本法案は、このような状態に農村を持ち来たした資本主義の合理主義に立脚して立案されたものであります。理屈から言いましても、事実から見ましても、この傾向を助長するおそれがあるのです。従つて、政府の草案が示されたり、与党のいうところの農村議員諸君がこの草案に修正を加えたことは周知のことであります。このよくな自然の結果に立つて立案された農業基本法案に対し、以下数点不満とするところを警告的に述べます。

第一は、政府の農業基本法に対する熱意を疑わざるを得ないことがあります。昭和七年の五・一五事件の申し子である農山漁村の経済更生計画運動を巻き起こした當時の政府の決意と農林省の機構の整備による体制、これに即応して当時の産業組合を中心とした運動の展開を知つておる私は、今回の農業基本法にはどこか釘が抜けているように思われてなりません。なるほど、政府は、農業基本法は選挙のときの公約であるからとPRすることはよろしいのですが、選挙のときの公約だけであつて、政府は、農業基本法は選挙のときの公約であるからとPRすることはよろしいのです。しかし、政府における農業基本法推進の体制は農政審議会の議を経てやるといふのではなく、その公約を経てやるといふのではありません。選挙のときの公約だから、また、農業外に職業を選択し、あるいは転職した人がより安定した生活を營み得るために、教育の充実は不可欠の重要な問題であります。

第二に、労働雇用に関する政策であります。労働力移動の円滑化と、その移動した先における賃金水準の高位安定のために、他産業内に存在する賃

以上をもちまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○東隆君 私は民主社会党を代表して、政府提案の農業基本法案に反対の討論を行ないます。

池田首相の言われる心のふるさとは、老人と婦人によつてその農業経営が今日は行なわれておるのであります。政府案は、農業基本法案は、このよくな自然の状態に農村を持ち来たした資本主義の合理主義に立脚して立案されたものであります。理屈から言いましても、事実から見ましても、この傾向を助長するおそれがあるのです。従つて、政府の草案が示されたり、与党のいうところの農村議員諸君がこの草案に修正を加えたことは周知のことであります。このよくな自然の結果に立つて立案された農業基本法案に対し、以下数点不満とするところを警告的に述べます。

第一は、政府の農業基本法に対する熱意を疑わざるを得ないことがあります。昭和七年の五・一五事件の申し子である農山漁村の経済更生計画運動を巻き起こした當時の政府の決意と農林省の機構の整備による体制、これに即応して当時の産業組合を中心とした運動の展開を知つておる私は、今回の農業基本法にはどこか釘が抜けているように思われてなりません。なるほど、政府は、農業基本法は選挙のときの公約であるからとPRすることはよろしいのです。しかし、政府における農業基本法推進の体制は農政審議会の議を経てやるといふのではなく、その公約を経てやるといふのではありません。選挙のときの公約だから、また、農業基本法を作らねばならぬといふだけであつて、政府の決意による農業基本法推進の体制ができるおるものではありません。農業基本法が自民党の選挙の公約ならば、これに対する体制をまず整備して、基本法は画龍点睛であるという考えに立つべきが至当

でないかと、このように私は考えるの
であります。

第二に、農業基本法は関連法律が実
現しなければ、まさに、から法だとい
うことであります。農業基本法は周知

のよう宣言立法であります。宣言立
法であればあるほど、関連立法が並行
審議されなければ効果はないのであり
ます。選挙中の公約をまず実現するな
どと言い、政府案の農業基本法通過に
専念されたのは誤りであります。われ
われは農業基本法を考える場合に、土
地の問題を考えないわけには参りませ
ん。また農業生産から流通消費に至る
まで、政府が自由主義の立場に立てば
立つほど、農民はみずから組織であ
る農協の自主的活動によってみずから
を守らなければなりません。従つて、
農地法の一部改正法律案、また農協法
の一部改正法律案、この二つは、農業
基本法と同時に審議すべき筋合いのも
のであると私は考えます。しかるに、
この二つの関連法律案はおくれて提案
され、しかも、今日衆参両院において
未審議のままに放置されておるのであ
ります。われわれが農業基本法の審議
を慎重にすることを主張いたしたの
は、基本法という宣言立法のみが通過
したのでは、から証文を農民に与える
ことになるからであります。これも政
府の熱意のない証左であると言わざる
を得ません。

第三に述べることは、農基法は次の
責任を逃避している 것입니다。
現在の日本を自由主義国家の一員であ
ると言つて、ラサールの言ふごとく夜
警國家であるとは言いません。しか
し、政府案の農業基本法が、自由主義
の立場から経済合理主義を農業に求め
て、その限りにおいては、国の責任に
おいて農業の曲がりかどに処するとは
その如きです。農業者の中には、地主
の諸君の生活水準を、他産業従事者の
それと均衡にするようにと、いかに政
策目標を掲げても、結局が私の質問に
答えているごとく、農業者にも、中小
商工業者にも、労働者にも平等の国責
任をもつてといふのは、絵にかいた
ものが国の責任において施策を実行す
るが私たちは、これが國農業
戦前のかういはなる高額小作料を形
成したものは、これは日本の工業に対
する耕作者の大いなる犠牲がしからし
めたものであると、このように言つて
も過言ではないであります。さら
に、このたびの戦争に忠勇な兵士を
送つたのも農村であり、戦争がなぜ悪
いかといふことの経済的な根柢を知つ
ているわれわれは、これらの大きな犠
牲に対して、國の責任において農業政
策は立てられるべきであると確信をす
るものであります。しかしに政府案
は、前文において国民の責務に属する
ものであると書いて、國の責任を国民
に転嫁しているのであります。

第四点は、計画といふことを故意に
避けていることであります。政府の長
期見通し、選択的拡大生産といううた
い文句は、基本計画を立て、生産計画
を作ることになると、國の責任が大き
くなるので、責任回避のために長期見
通しの上にといふ文字を使い、選択的
擴大生産といふ文字を用いているとし
か解釈できません。われわれは、政

て、その限りにおいては、國の責任に
おいて農業の曲がりかどに処するとは
その如きです。農業者の中には、地主
の諸君の生活水準を、他産業従事者の
それと均衡にするようにと、いかに政
策目標を掲げても、結局が私の質問に
答えているごとく、農業者にも、中小
商工業者にも、労働者にも平等の国責
任をもつてといふのは、絵にかいた
ものが国の責任において施策を実行す
るが私たちは、これが國農業

戦前のかういはなる高額小作料を形
成したものは、これは日本の工業に対
する耕作者の大いなる犠牲がしからし
めたものであると、このように言つて
も過言ではないであります。さら
に、このたびの戦争に忠勇な兵士を
送つたのも農村であり、戦争がなぜ悪
いかといふことの経済的な根柢を知つ
ているわれわれは、これらの大きな犠
牲に対して、國の責任において農業政
策は立てられるべきであると確信をす
るものであります。しかしに政府案
は、前文において国民の責務に属する
ものであると書いて、國の責任を国民
に転嫁しているのであります。

第五は、低所得農家に対する対策をす
るものであります。しかるに政府案
は、前文において国民の責務に属する
ものであると書いて、國の責任を逃
れようとしているのであります。従つて、農政審議

したように、本法案がいわゆる農業憲
章ともいわれ、あるいは宣言法である
と称せられるように、内容が抽象的で
具体的性を欠きまして、肝心な農民の中
に、本法が施行されることに非常に不

なります。

第二に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

次に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第三に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第四に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第五に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第六に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第七に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第八に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第九に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第十に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第十一に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第十二に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第十三に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第十四に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第十五に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第十六に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第十七に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第十八に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第十九に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第二十に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第二十一に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第二十二に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第二十三に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第二十四に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第二十五に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第二十六に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第二十七に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第二十八に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第二十九に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第三十に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第三十一に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第三十二に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第三十三に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第三十四に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第三十五に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第三十六に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第三十七に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第三十八に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第三十九に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第四十に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第四十一に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第四十二に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第四十三に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第四十四に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第四十五に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第四十六に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第四十七に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第四十八に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第四十九に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第五十に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第五十一に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第五十二に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第五十三に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第五十四に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第五十五に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第五十六に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第五十七に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第五十八に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第五十九に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第六十に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第六十一に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第六十二に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第六十三に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第六十四に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第六十五に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第六十六に、農政審議会についてであります。
すけれども、この農政審議会は、政府

案は十五名をもつて構成するよう

にあります。

第六十七に、農

これをもつて討論といたします。
○森八三一君 私は、ただいま議題となつております政府提出の農業基本法案に対しまして、參議院同志会を代表して賛成の討論を行なうものであります。

私は、本法が衆議院で採決を見ることまでの前後の状況から、本法の審議にあたりましては、本委員会におきましても、相当混乱をするのではないとかいろいろ危惧を持っておつたのであります。が、おおむね円満な状況のもとに審議を尽くしまして、もちろん立場々々によつて、必ずしも十分とは言い得ない不満のものもあるのであります。すなわち長期見通しに基づいて成長部門として選択的に拡大が要請される重要な農産物については、正常な生産費はもちろん、その労働賃金が他産業従事者に均衡するよう確保されることを目指とした価格支持対策が講ぜられなければならぬことでも必然であります。ところが、最近におきます農地の価格が農業収益を基礎としたものから、投機的なものとして取り扱われている場合が少なくないと思うのであります。ここに収益を基準としての適正価格による移動が円滑に行なわれるような対策が講ぜられなければなりません。

○委員長(藤野繁雄君) 他に御意見もなければ、討論は終結したものと認め御異議ございませんか。

〔賛成なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(藤野繁雄君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

農業基本法案(附法第四四号、衆議院送付)を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(藤野繁雄君) 多数でございます。よつて本案は多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者起立〕

○委員長(藤野繁雄君) 別に御発言も以上でございます。

○委員長(藤野繁雄君) 多数と認めます。よつて、多數をもつて決議案は本委員会の決議とすることに決定いたしました。

て、本法の前文には、本法の目的を達成することは、国民の責務であると宣言されております。六百万全農民諸君

もこの政府の異常な決意に対し満腔の期待を寄せてゐるのであります。あらゆる障害を克服し、万全の施策をもつて農民諸君の期待を裏切ることのないようにしなきやならぬと思いま

す。そのため特に留意しなければなりません重要な事項は、第一に、価格政策であります。すなわち長期見通しに基づいて成長部門として選択的に拡大が要請される重要な農産物については、正常な生産費はもちろん、その労働賃金が他産業従事者に均衡するよう確保されることを目指とした価格支持対策が講

めには、農地の移動が行なわれることになります。その場合、取得のためには、農地の移動が行なわれることになります。そこで、農地の価格が農業収益を基礎としたものでなければなりませんことも必然であります。ところが、最近におきます農地の多くは、営農の基盤としての

事態をすら発生しておる現状であります。本法の成立後におきます農業団体の使命の重要性にかんがみ、この際農業団体の抜本的な再編成を講じます。それがためには、農業技術普及事業の予算の確保等が急速、確実に具現されなければならぬと思うのであります。これがためには、農業技術普及事業の飛躍的な拡充、強化を行なわれなければなりません。なお、統計調査の充実、僻地農業開発に対する特別措置、系統農業協同組合の機能の強化助長、予算の確保等が急速、確実に具現されなければならぬと思うのであります。これらは事項に対し政府の誠意あれば、これらの事項に対し政府の誠意あればならぬと思うのであります。整備、強化から一步前進すべきであると思うのであります。

二、本法実施の推進に即応する行政機構ならびに農業団体の抜本的な整備強化に努め、なお農業の生産及び流通過程における農業協同組合の自主的活動を強力に助長すること。

三、農地移動に伴う農地価格が、農業収益をはなれた高価格であることは、農業発展のため望ましくない。よつて農地の移動を円滑化するため、金融その他必要な措置を万全を期すること。

四、農業技術の近代化高度化に伴う技術普及事業については、急速に拡充の施策を講ずること。

五、農業技術の近代化高度化に伴う技術普及事業については、急速に拡充の施策を講ずること。

六、僻地等低所得地域対策を強力に推進すること。

七、農政審議会の委員の證衡に当つては、農業従事者の意見が充分反映されるよう考慮すること。

第三に、農業経営規模を適正化いたしましたことは、当然であり、これがたることは、農地の移動が行なわれることになります。その場合、取得のためには、農地の移動が行なわれることになります。そこで、農地の価格が農業収益を基礎としたものでなければなりませんことも必然であります。ところが、最近におきます農地の多くは、営農の基盤としての

事態をすら発生しておる現状であります。本法の成立後におきます農業団体の使命の重要性にかんがみ、この際農業団体の抜本的な再編成を講じます。それがためには、農業技術普及事業の予算の確保等が急速、確実に具現されなければならぬと思うのであります。整備、強化から一步前進すべきであると思うのであります。

二、本法実施の推進に即応する行政機構ならびに農業団体の抜本的な整備強化に努め、なお農業の生産及び流通過程における農業協同組合の自主的活動を強力に助長すること。

三、農地移動に伴う農地価格が、農業収益をはなれた高価格であることは、農業発展のため望ましくない。よつて農地の移動を円滑化するため、金融その他必要な措置を万全を期すること。

四、農業技術の近代化高度化に伴う技術普及事業については、急速に拡充の施策を講ずること。

五、農業技術の近代化高度化に伴う技術普及事業については、急速に拡充の施策を講ずること。

六、僻地等低所得地域対策を強力に推進すること。

七、農政審議会の委員の證衡に当つては、農業従事者の意見が充分反映されるよう考慮すること。

第三に、農業経営規模を適正化いたしましたことは、当然であり、これがたることは、農地の移動が行なわれることになります。その場合、取得のためには、農地の移動が行なわれることになります。そこで、農地の価格が農業収益を基礎としたものでなければなりませんことも必然であります。ところが、最近におきます農地の多くは、営農の基盤としての

事態をすら発生しておる現状であります。本法の成立後におきます農業団体の使命の重要性にかんがみ、この際農業団体の抜本的な再編成を講じます。それがためには、農業技術普及事業の予算の確保等が急速、確実に具現されなければならぬと思うのであります。整備、強化から一步前進すべきであると思うのであります。

二、本法実施の推進に即応する行政機構ならびに農業団体の抜本的な整備強化に努め、なお農業の生産及び流通過程における農業協同組合の自主的活動を強力に助長すること。

三、農地移動に伴う農地価格が、農業収益をはなれた高価格であることは、農業発展のため望ましくない。よつて農地の移動を円滑化するため、金融その他必要な措置を万全を期すること。

四、農業技術の近代化高度化に伴う技術普及事業については、急速に拡充の施策を講ずること。

五、農業技術の近代化高度化に伴う技術普及事業については、急速に拡充の施策を講ずること。

六、僻地等低所得地域対策を強力に推進すること。

七、農政審議会の委員の證衡に当つては、農業従事者の意見が充分反映されるよう考慮すること。

第三に、農業経営規模を適正化いたしましたことは、当然であり、これがたることは、農地の移動が行なわれることになります。その場合、取得のためには、農地の移動が行なわれることになります。そこで、農地の価格が農業収益を基礎としたものでなければなりませんことも必然であります。ところが、最近におきます農地の多くは、営農の基盤としての

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成その他自余の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(藤野繁雄君) 御異議ないと
認めます。よってやめよう決定いたしま
した。

○國務大臣(周東英雄君)　ただいま当
委員会におきまして御決議をいただき
ました事柄に対しましては、その決議
の趣旨を尊重しまして、今後の農業基
本法推進に対しまして、十分努力いた
すつもりでございます。

○委員長(藤野繁雄君) 魚価安定基金
法案(閣法第七四号)及び漁業生産調整
組合法案(閣法第七五号)を一括議題と
いたします。

り送付され、本委員会に付託されております。

両案に対する質疑を行ないます。
質疑のおありの方は、順次御発言をお願いします。

○森八三一君 ただいま提案されまし
た二つの法律に直接関係する問題では

ありませんが、今やきわめて重要な問題でありますので、大臣も御出席でありますから、お尋ねを申し上げたいと思うのであります。で、このことは農業基本法の最終質疑の際にも、私は貿易自由化に関連いたしましてお尋ねいたしまして、大臣からも一応了解のできますのお答えはよりだいいたしておりますが、と申し上げますのであります。

は、韓國ノリ輸入の問題であります。このことは、当委員会では昭和二十八年以来、毎年々々問題になりました経過につきましては、大臣もよく御承知のことなであります。で、その当時、国内における生産の実態は、年間を通じてましてたしか十三億枚か十五億枚程度であつたと思つのであります。そういう状況でございまして、まだまだ国内の需要というものを満たすというわけには、非常にほど遠い生産の状況でございましたが、沿岸漁業が終戦後だんだん狭められてきておる。そのためには、非常に困難の状況に追い込まれておるということからいたしまして、これが増強に対ししらいたしまして、まさに零細な漁民諸君の生活は非常に困難な状況に追いやられておるといふことからいたしまして、政局としても何らかの措置をとるべきである。同時に、韓國ノリが本邦に入つて参りますることに関連をして、さなきだに困難をいたしておりまする零細ノリ業者を圧迫するといふようなことがあっては大へんだといふことからいたしまして、衆議院におきまして、本院におきまして、一応限度を一億枚と抑えまして、生産の状況にらみ合わせて漸次これは減退をしていくべきであるとの決議をいたしましたのであります。で、一億枚といふものがコンスタンクトなものではないのであります。一億枚というのは、最高の限度を押えたのであります。その年の国内生産の国内需要の関連において、これは漸次圧縮していくといふことは、当時の速記録にも明らかに示されておるところであります。

程度に達するであろうといふよろな飛躍的な生産を見るに至りました。このことはほんとうに喜ばしいことであると思うのであります。ところが、そういうように非常に伸びを見ました結果といたしまして、私の承知いたしておりますところでは、国内需要をまかないましてなおかつ五億枚程度は充分のできません生産過剰の状態に陥つておると承つておる。そのためでありますか、昨年の同期における生産者販売価格と本年の同期における生産者販売価格との間には三〇%ないし四〇%の下落を示しておるということであります。生産はなるほど伸びましたがけれども、販売価格が四割も下がつたということになりますと、これは非常に生産漁民諸君にとりましては重大な問題であろうと思う。そういうような関係にありますから、昭和二十九年当委員会でも議決をいたしました最高限度一億枚というものをよく考えますと、本年は韓国ノリは輸入すべきじやないということに当然結論せなければならぬと思うのであります。ところが、外交上の都合とか、あるいは貿易上の都合だとか、いろいろの他の条件によりまして、最近一億枚の輸入を許可されましたというようになつております。そのことは、非常にこれは問題なので、五億枚も生産が過剰になりストックができるて、昨年同期に比べて生産者販売価格は四割も下がつておるというときに、それにもう一パン追い打ちをかけるような輸入をやつたということについては、どうしても納得ができない。が、しかし、私も外交上の問題、貿易上の問題等から、必ずしも理論的に割り切るということだけ

ではいかぬ場合があることをよく承いたします。かといたしますれば、それによってこうむる零細漁民の経済的不利益というものは、かくかくの方法によつて直すんだ、その穴埋めはするんだといふことがはつきりしませんと、どうしても納得がいかない問題にならうと思ひ。先日大臣は、その五億枚と、輸入をした一億枚とを含めて六億枚の滞貨になる分については、何らかの対策を考えようということございましたので、いずれこれは具体的に対策が立つであろうとは存じておりますけれども、非常な難儀をいたしておられます零細ノリ業者を考えますると、このことはじんぜんと目を送るわけにいかぬ。急速にその問題を考えて善処をしなければならぬであらうと思ひのあります。これにつきまして重ねてお尋ねしますが、どういうことを御考慮になつておりますか、具体的な構想があればお示しをいただきたい、これが第一点。

がしかし、今日国内のノリが値下がりをいたしておりますことは御指摘の通りであります。これは最近における急速な内地ノリ増産による影響がかなり多いのであります。御承知の通り、一昨年に比して昨年は七八億枚増加しました。さらに本年はその上五六億増加して昨年に比べますと約十三億枚といろいろな増加になつております。これに対するしまして、生産者価格は約三割、四割ないし五割がつておりますが、消費者価格は何らの影響を受けず、相変わらず高いのであります。従つて私はそういう事柄についても、生産者の生産品たるノリの取引機構においても非常に欠陥があるんではないか、また消費者価格等に関する問題が、今までより三割ないし四割も低いものを買っていながら、相変わらず元の価格で売つておるところにも問題があるんじゃないかな。もしこれが関して、今までより三割ないし四割も低いものを買っていながら、相変わらず元の価格で売つておるところに問題があるためにも消費者価格について、現在よりもある程度消費者価格は下がるが、生産者の努力によってノリが増産されたとしたならば、需要の増大をはかるためにも消費者価格について、現在よりもかくとして、内地の増産されたものも大すると思ひであります。そういう点にも欠陥があるんじやなからうかと、いう面で、韓國からの輸入のノリはとうとうおきましては、貯蔵、保管に関して、あるいは必要な低利融資をするといふことの必要があるんではなかります。同時にそのことがやられる一方におきましては、貯蔵、保管に関して、あるいは必要な低利融資をするといふことの必要があるんではなかります。同時にそのことがやられる一方におきましては、貯蔵、保管に関して、あるいは必要な低利融資をするといふことの必要があるんではなかります。

じておる次第であります。従つて、それを入
れでもやはり多いんだから、一枚も入
れるなという御意見もありますが、こ
の点は、現在の値下がりその他の状況
については、今申しましたように内地
生産が急速に上がったところに
もあるのでありますから、それらの対
策をとりつつ、国際上やむを得ざる範
囲において從来御決議をいただいてお
る最高限度一億枚ぐらいは輸入を認め
ていつたらどうかということで処理を
いたしたわけであります。これを
あわせてただいまのようなら対策を至急
に講ずるつもりであります。

○森八三一君　そうしまするとです
ね、はつきりしておきたいのですが、
第二点につきましては、生産者に経済的
的な悪影響がないという保証のない限
り、さらに追加輸入をどうとをやら
ない、こういうように了解してよろ
しくうながさいますか。

○國務大臣(周東英雄君)　衆議院の御
決議をいただいたのは、そういう御決
議でありますので、私どもはその趣旨
を尊重して善処すると、こうお答えを
いたしております。

○森八三一君　第一点のお話しのよう
に、流通機構が整備されておりません

ために、生産者段階におきましては五%ないし四〇%の値下がりをしておるのに、最終消費者に到達するときには一向影響がない。このことは大臣お話しの通りでございまして、急速に整備をしなければならぬ問題であらうと思うのです。が、しかしそのことが整備されるからといって、非常にその需要が急激に増大をして、生産者も四〇%の値下がりになつたということをカバーするような情勢というものは、なかなか困難であろうと思うのです。そこで五億枚の滞貯があるところへ持ってきて一億枚入れた、それが値下がりに拍車をかけておるということになります。そこで五億枚の滞貯があることの手当は何かしてやらなければ、これは気の毒だということになるのですね。もしさういうことで今後貿易の自由化がだんだん進んでいくようになりますと、農業基本法にもやはり関係していく問題なんで、何とおっしゃつておつても、外交上の必要で入れるのだとなりますと拡大して参ります。選択的な重要農産物につきましては、次から次へと外交上の必要によつて入つてくるといふことになるといふと、その影響を受けるのは生産者だ。こういう危険があるのです。でありますから、これはひとり韓国のノリ問題だけではなくて、全農産物に關係する政府の基本的態度といふものにつながつくるんですから、私は国内の生産によつて国内の需要を満たしておるという限りにおいては、海外からの輸入といふものは断じてやつてはいかぬ。しかしながら、それが他の条件によつてどうしても日本國の立場上やらなければならぬという場合には、それ

によってこうむる生産者の損害といふものは、政府の責任において始末をするというところをはつきり約束をしてもらわぬと、これは選択的拡大なんてやつておりましても、いつ何どき他の条件によつてばかを見てしまふといふ事態が発生しないとも保証がされないということですから、その辺の基本的観念についてどうお考そでございましょうか。

○國務大臣(周東英雄君)　ただいまのお尋ねであります。が、私、先ほど申しましたように、十分輸入品については考えていかなければなりません。が、しかし、今のノリの問題は森さんあるいは御承知だと思いますけれども、今の三割ないし四割下がつたといふことは、韓國ノリ輸入前においてすでに下がつております。そこでしかばんの上に一億つけたらどれだけの、因果関係の上に立つてさらに値が下がるかという問題もありましょが、私はそれは今申しましたよな他の対策を立ててむしろ取引の改善といふことを第一にやらなければならぬ。今日、増産されてもやむなく相変わらず非常な強いいろいろな意見があるにかかるわらず、個々の問屋と内々取引してたかかれている。むしろ私どもは大きく市場に向かって共同市場でせりにかけるくらいのことを指導していかなければならぬ。そこに問題がたくさんあるのでありますから、ただ安易な形にはものを考えておりませんが、十分対策をとりたいと思いますし、ノリの問題に閑しましては、これが非常に國際的に問題になつておりますが、実は輸入関税二割を四割に上げる。六月一日から施行されるのであります。そらな

りますと、今の価格ではとても競争になります。こういふことはあまり大きく言えませんけれども、問題はちゃんと考慮して考えております。森八三君　流通機構の整備については、急速にやつてもらわなければなりませんが、それはこうやつておりますが、なかなかむずかしい問題で、それでも、なかなかむずかしい問題で、よういかぬと思うのです。これは例は違いますが、この間も私ども基本法の問題に関連して地方聴聞会にかけたのです。そのときに車内でも話をしたことでありますけれども、澱粉質の食糧から蛋白質の食糧に移っているといふことで、畜産の問題が非常に重要なに取り上げられております。農家も一生懸命やつてゐるが、國の施設を使つてですね。そうして簡単に言えば、強制商品というよりは、選択を許さないといふ立場で売られている。駅売りの牛乳が一十七円なんですね。こんなことをほんぱりばなしにして置いて、流通機構がどうだの、こうだのおっしゃること自分がおかしいと思うのです。それくらいのことはすぐおやりになるということであれば、今のノリの問題についても流通機構を考えしていくということはわかるが、わかるけれども、駅売りのものがとうとうよくなことが行なわれてゐるということをほうつて置いて流通機構をどうするこうすると言つたつて、どうも受け取れないのですね。ほんとうに真剣に考えてもらわなければいけない。国民の目の前にはいろいろの問題があるのですわ、真剣に一つやつていただきたい。要望を申し上げます。

○清澤俊英君 ただいまの近年非常に増産されていると謂われますが、増産の問題はどうなつておりますか。

○政府委員(西村健次郎君) こゝ最近の数字を申し上げますと、一昨年の秋から昨年の春にかけて総生産数量は、二十二億九千万枚、去年の暮れから本年にかけてただいま私のところへ府県から報告のありました数字は三十六億枚。これは二、三億これより増加があるかもしれませんか、ただいまの数字はそういう数字であります。

○清澤俊英君 さつきちょっと森君が言いましたが、大体今どれくらいしてゐるのですか、生産者のノリの価格は。

○清澤俊英君

○清澤俊英君 現在そういう欠陥がわ

らようなものが持っているのか、生産者自身が持っているのですか。

○政府委員(西村健次郎君) これは単位の漁業協同組合、あるいは漁連、それらを通じてといふうに私ども了解しております。

○清澤俊英君 大体今このノリの生産者から市場へ出てくるまでの大体の流通方式は、どんな形になつておりますか。

○政府委員(西村健次郎君) これはノリは昔からの開発された地帯と、新しくこのごろ生産の伸びてきた地帯でありますから、その場合に漁業者が生産したノリは、消費地が近い、あるいは問屋が近い、問屋の手が昔から入つていて販売されるという場合が相当あるやうに聞いております。相当あるようあります。ところが、愛知県あるいは熊本の方に行きますと、漁協あるいは漁連を通じての出荷が相当多い、こういうことになつておられます。いろいろ土地々々によつて違いますので、私どもとしましては、このノリの問題はやはり生産者の共同販売というのを推進しなければならない。ことにノリの生産、沿岸でこれからノリの生産が伸びてきますので、これはやはり漁協を通じないと、漁協自体も経済的な力がつかないといふところで、その辺に一つの解明すべき、手を入れなければならぬ点があるのでないか、こういうふうに考えております。

を通じて回すと、こういう形はそれなりであります。そして一定価格で集める

かつている場合に、金融措置などはどうしますなら、今行なわれているよ

ういうふうになつてますか。

○政府委員(西村健次郎君) これは単位漁協がそういう融資をする、生産資材の購入等、これはもちろん信託を通じて、あるいは中金を通じてやるわけですが、ございますが、現実にそういう生産者が漁協を通じない場合には、問屋に仕込みを受けているという例もありますので、それらの点は單に資金をそこに流してやるということなしに、やはり漁業者をもつと自覚させるというふうにだんだん持つていかないといけないのではないか、こういうふうに考えております。

○清澤俊英君 昔ですね、繭などが出来盛りになりますと、繭資金の貸し出し

ことから始終聞いておつたのです

が、やはりそういう方式のものを考

えれば、ひとりでに漁協に集まるのでは

ないかと思うのです。結局それは、こ

のノリの特質は、繭から製糸会社が

運をして、その上やるとともに、

買つて糸にするというのとは違うので

あります。漁民がすぐ販売されるノリにしてしまつて、製造加工をしてしまつて、その上やるとともに、

買つて糸にするというのとは違うので

あります。漁民がすぐ販売されるノリ

にしてしまつて、製造加工をしてしまつて、その上やるとともに、

買つて糸にするというのとは違うので

あります。漁民がすぐ販売されるノリ

などで減つてゐるのが実情です。減つてゐるというのが普通の見方です。そ

れとしましては、本年から機造改善の

施設としまして、ノリ漁場の新漁場の

造成といふことを進めて参りたい。そ

のためには全国で十一ヵ所ございま

す地点を選びまして、そこについては

は大体においてノリの大きな問屋さん

が買い上げている。こんな形になつて

ます。だから考え方によつたら、まだ

ずっとふやす余地があると思うので

す。増産する余地を残していると思う

のですが、大体水産庁で考へておられ

ておられます。

○清澤俊英君 これがだんだん持つて

いるのです。そこで、共販売

といふことの方が妙味があるといふ

ことではないか、こういうふうに考へ

ております。

○清澤俊英君 昔ですね、繭などが出来

盛りになりますと、繭資金の貸し出し

ことから始終聞いておつたのです

が、やはりそういう方式のものを考

えれば、ひとりでに漁協に集まるのでは

ないかと思うのです。結局それは、こ

のノリの特質は、繭から製糸会社が

運をして、その上やるとともに、

買つて糸にするというのとは違うので

あります。漁民がすぐ販売されるノリ

にしてしまつて、製造加工をしてしまつて、その上やるとともに、

買つて糸にするというのとは違うので

あります。それで、わしらは過去のことを考えると、もうどんななかに行きましたが、ノリといふものは使われておつたのだが、最近は非常に価格が影響していかないにない。そうして非常に悪いものが回つてきてる。こういうよくな状態で、おそらくはわれわれ

しろうとで考えてみても、消費が半分に減つてゐるのはないか。本年度大

体何年度くらいの経済情勢においてど

れくらいのノリが使われた、それから

経済の成長とか、あるいは人口の増加

とかをこう見合つて伺いますれば、大

開発できる漁場もある。そこでわれわれとしましては、本年から機造改善の

施設としまして、ノリ漁場の新漁場の

造成といふことを進めて参りたい。そ

のためには全国で十一ヵ所ございま

す地点を選びまして、そこについては

は大体においてノリの大きな問屋さん

が買い上げている。こんな形になつて

ます。だから考え方によつたら、まだ

ずっとふやす余地があると思うので

す。増産する余地を残していると思う

のですが、大体水産庁で考へておられ

ておられます。

○清澤俊英君 これがだんだん持つて

いるのです。そこで、共販売

といふことの方が妙味があるといふ

ことではないか、こういうふうに考へ

ております。

○清澤俊英君 昔ですね、繭などが出来

盛りになりますと、繭資金の貸し出し

ことから始終聞いておつたのです

が、やはりそういう方式のものを考

えれば、ひとりでに漁協に集まるのでは

ないかと思うのです。結局それは、こ

のノリの特質は、繭から製糸会社が

運をして、その上やるとともに、

買つて糸にするというのとは違うので

あります。漁民がすぐ販売されるノリ

にしてしまつて、製造加工をしてしまつて、その上やるとともに、

買つて糸にするというのとは違うので

あります。漁民がすぐ販売されるノリ

にしてしまつて、その上やるとともに、

買つて糸にするというのとは違うので

あります。漁民がすぐ販売されるノリ

にしてしまつて、製造加工をしてしまつて、その上やるとともに、

買つて糸にするというのとは違うので

あります。漁民がすぐ販売されるノリ

にしてしまつて、その上やるとともに、

買つて糸にするというのとは違うので

あります。漁民がすぐ販売されるノリ

にしてしまつて、製造加工をしてしまつて、その上やるとともに、

買つて糸にするというのとは違うので

あります。漁民がすぐ販売されるノリ

にしてしまつて、その上やるとともに、

買つて糸にするというのとは違うので

あります。漁民がすぐ販売されるノリ

にしてしまつて、製造加工をしてしまつて、その上やるとともに、

買つて糸にするというのとは違うので

あります。漁民がすぐ販売されるノリ

体これくらいの値段になつたならば、
これくらいのところまで消費は保てる
のじやないか、こういうようなものが
一応の目標が立てられるのじやないか
と思ひます。そういうことを一つごめ
んどうでも立てていただく余地はない
でしょうか。

て、早急に今その点を具体的に検討を進めつつあるところであります。

○清澤俊英君 ちょっととこれは、この間通産省の係の方が来て、何かちょっと割り切れないことを言つていがれましたね。

○委員長(藤野繁雄君) 通産省から用意しております。

て、早急に今その点を具体的に検討を進めつつあるところであります。

○清澤俊英君 ちょっとこれは、この間通産省の係の方が来て、何かちょっと割り切れないことを言つていがれましたね。

○委員長(藤野繁雄君) 通産省から目次をお読みます。

○清澤俊英君 この間見えましたところでは、いろいろ外交上の問題もあるべく、これから貿易の問題もあるふ

と、今後の増産計画にこれはなかなか問題だらうと思いますので、把握して参りたい。ただ一口言えることは、今日ノリが高く、非常に少ない。消費者価格は下がつてない。その間のマージンが大きいことが問題です。従つて今何と申しましても消費大衆は、今よりは高過ぎる。こういう意見が非常に強いわけです。私どもも率直に耳をかすべきである。従つてそれをどう改善するかということは、マージンを詰める方法を考えいく。そうして生産者の系統団体に融資をしまして、幸いにノリは私は、ほかの水産物と違つて貯蔵もききますし、扱いやすい商品であります。割に規格も一定しております。そこで、その系統団体、生産者の団体を利用しまして、小売まで一つやらしてみたらどうか。たとえば消費地と直結する、それから農村につきましては、農業者の団体を通じて一つ手を握るといふことをも寄り寄り考えて、どうか、こういうことを考えておるわけですか。そういうことをいたしますと、消費者へ渡す価格は現在より低いけれども、生産者の手取りは少なくならぬい、こういうことは私、可能だと思つ

て、早急に今その点を具体的に検討をお進めつたところであります。

○清澤俊英君 ちょっととこれは、この間通産省の係の方が来て、何かちょっとと割り切れないことを言つていかれましたね。

○委員長(藤野繁雄君) 通産省から目次をえております。

○清澤俊英君 この間見えましたのお話では、いろいろ外交上の問題もあるし、これから貿易の問題もあるから、一億五千万枚ぐらいいは考えなけりやならないんじやないかというよくなお話がありました。今、大臣の説明を聞きますと、まあ一応内地のノリの価格が安定するまでは、何かの目安がつくまでは、私の耳が悪いから聞き違つてあるかもしませんが了解した範囲では、そういう目安のつくまでは輸入は一つ差し控えたいと、こういうお話をだつたと思うのですが、だいぶあなたのお話と違つたところが出ているんです。そこで、この間はあなたに私はこういう質問をしたら、ちょっととお話をだつたと思うのですが、どう言わわれましたか、まあ、朝鮮ノリの輸入といふ問題に對しては、私はある程度まで責任を感じているんです、日本の国民として。日本が作らしたんだから。朝鮮人はこれを使わないんだ、朝鮮では。またほかの国では使わないんだ。そこで作らして、今できているからといって一つも買わないじゃ、これらはどちらもちつとおかしい話じゃないかと、私は始終そういう潜在意識があるんです。だから、第一回のこの朝鮮ノリの輸入問題が出ましたときは、二円六十銭ぐらいで入るんですね。だから、これらのものを一応、労働組合等

を通じて一億くらいのものはわけない、これはそらめんどうなしに、やり方によつては散布ができる、消化ができるから、それは決して日本のノリの全体の販売に当時の状況としては影響はしまいと、同時にそのことは、ノリを使うといつも習慣を国民に与えるので、消費増大の一一番いい方法だから、こういうことは考えられないかと、こういうことを書いたことがあるんですね。これはまあノリの生産者にはずいぶんうらまれ、たたかれましたけれども、そういう考えも私は持つているんだ。そこで、そういう考え方について、何かいい方法があるのかと、こうなふたに聞いたんですよ。そこで、今お伺いするのは、農林大臣が今言われる通り、本年のような生産者の価格状態であれば、これは当然価格が割れるところまできております。これを少し手持ちでもして、金を借りても持つてねりましたら、もう価格は割れちまいます。こういうところまできているんでですから、これがある程度安定するまで輸入ということは考えたくないというのに対し、通産省としてはどうお考えになるか。

いうものが買ひ占めていることは、前回のノリの問題が非常にやかましかったとき明確になつた事実であります。これはあなたの方でも考えなければならぬ。ただもうけるだけで、朝鮮ノリまで持つたり、密輸入ノリを持ってきて、そして市場だけを混乱させておくということは、これはおかしな評作るだけでももう相当限度があると田います。今西村さんの言われた通りだんだんとノリの適地はつぶれている。ようやくにして技術の進歩によつて、三メートルから五メートル、七メートルとなつていつた。こういう形で増産率を今続けておりますが、しかし長く純くかどらかわかりません。また消費価格とのつき合わせも出てくるだらうと思ひます。そういうようなことを考えましたら、まさごいたら、日本ノリ産業といふものは消滅するかも知れないと、一つそれらの点を農林省とよく話し合つて価格等を制圧していくお考があるのかないのか。

もう一つ、韓国との貿易も、これは通産省の直接所管でございますので、これも十分にまた考えなければいけないわけでございまして、実は先般一億枚の輸入をきめます場合にも、外務省、農林省等と十分に御相談をし結論を出したたわけございますが、そのときに貿易関係では、たとえば昨年を例にとりますと、日本から韓国への輸出が六千八百万ドルくらいになっております。それに対しまして韓国からの輸入は五千五百万ドルくらいにしかなっておりませんので、従来から通商交渉のありますたびに、韓国側から日本にもつと韓国の物資を買ってくれという強い要望がございまして、そのつどノリ、無煙炭、魚等について要求があります。それでございまして、それらの物資につきましては、それぞれ国内の需給関係を十分勘案いたしまして、そのつどワクをきめて参つたわけでござります。国内の需給が許しさえすれば、私もどもとしてはできるだけ韓国の物資を余分に買いたい気持は常にあります。ただし、それを具体的にござります。ただし、それを具体的に決定いたします場合は、今般一億枚のワクをきめましたときもそうでござりまするが、十分水産庁とも連絡をとりましてその上できめて参つているわけでございます。

それから第二にお尋ねの流通の問題につきましては、従来韓国ノリ輸入はかなり利益があるような話もござりますのですが、私たちが存じております範囲では、輸入業者が輸入しましたが、その上できめて参つてあるのに関税を払い、それから大体四、五%くらいのチャージをかけまして、それを国内の問屋に渡しているというふうに了解いたしているわけであります。

す。先ほどもちよつとお話をございましたように、ノリの価格は戦前等に比べますと、ほかの物資に比べてかなり割高になっている事情もございますの方の関係でござりますけれども、通産省でもできる範囲で協力いたしました。価格の安定については努めて参るといふに考へる次第でござります。

○安田敏雄君 関連してお尋ねしたいのですが、韓国ノリを輸入する場合に、先ほど二割の関税を四割にしたと言いますけれども、関税抜きの場合の価格は一じょどのくらいになつておりますか。関税を含めてどのくらいになりますか。

○政府委員(西村健次郎君) お答えいたします。昨年の韓国ノリの価格は百枚四百七十五円でござります。ただ一昨年は二百八十八円でござります。と申しますのは、やはり日本側で買いたいという、輸入商社の買い進みといふものを見て、向こうがつり上げたといふことがあるのじやないか。現在はどれくらいか、私の方は承知しておりますが、国内の生産者のノリの価格は大体百枚で、生産者で、四百五十円くらいと言われております。

○清澤俊英君 今年ですか。

○政府委員(西村健次郎君) 今年、そのくらいといわせております。私の方で完全に集計しておりません。ただ、それと見合うようなものが韓国の方が二割くらい安い、こういうことになりますと、三百五十円か三百六、七十円になります。そうすると、今度は、従量税、一枚二円ということです。そちらと百枚で二百円につきますので

る根本の考え方を水産庁、しっかりと
めておかなければ困るのじやないかと
思うのですがね。それはどういうふう
でござりますか。貿易というか、ある
いは海外の市場を開拓するという面に
おいて多少は意を用いておられます
か。

○政府委員(西村健次郎君) 今秋山委
員の仰せられた通りでございまして、
われわれとして先ほど申し上げました
ように、沿岸漁業振興の一つの柱とし
てノリの増産、浅海増殖の一番大きな
問題を進めておりますが、これはやは
り先ほど清澤委員の御指摘にもあります
したように、消費の拡大といふものを
一面に進めていく一方、やはりコスト
・ダウンということも一つ考えて
かなければならぬ。いたずらにただ
生産する、そして競争力の弱い、何と
申しますか、結局、それは消費の行き
を推進する際におきまして、急速にそ
の点についての目安を立てて、その上
に立つて物事を進めて参りたい。た
だ現実の問題としまして、韓国ノリの
輸入ということは量的にはなるほど少
ないかもしませんけれども、やはり
価格的な問題としては相当地これが人気
的に影響する。従いまして今度の一億
枚にしましても、その輸入業者の国内
放出につきましては、水産庁がその時
期等については指示するという条件を
入れておるわけであります。またさら
に、秋山委員の御指摘の海外における
輸出増進という点につきまして、率直
に申しまして、今までのところ何らそ
ういう点について身を入れて考えてみ

たこともございませんが、いわゆる浅
海増殖といらものを大きなスケールで
発展さすという場合には、そのことを
当然考えなくちゃいけないので、その
可能性等につきましては、今何とも申
し上げかねますけれども、そういう点
もあわせまして今後諸般の対策を進め
て参りたい。こう思っております。

○秋山俊一郎君 今もお話をしましたよ
うに、韓国のノリが四億も五億もでき
ているやつが、一年くらいなら一億や
そこら残つてもいいが毎年々々残つて
くると大へんなもので、今で言えば十
億以上のものが残つていなければなら
ない。そこに残つてないといふことが
が不思議なんです。韓国人はまああま
り食べませんでしょうが、幾らか食べ
ようと、相当日本にやみが入つてお
る。これは密輸があるということを聞
いております。しかしそれにしても
年々二億なり二億五千枚というもの
が残つておるはずがない。それがどど
かにはけておる。全部日本に来ておる
とは思ひませんが、そういう点も日本
も各地に在外公館もあることでありま
すから、そういう問題の面の調査をす
ると同時に、私は外国人の嗜好に適す
るように加工の面で技術面に研究をし
てもらいたい。これはそうしなけれ
ば、今三十億や四十億で行き詰まるよ
うでは、これは奨励も何もできません
。二十億、三十億できた、それだけ
できたら五億ストックしなければなら
ぬ。そうしてストックして値をつり上げ
ているというのは、これは不都合な
ことで、私は特にノリが増産されたと
いうから、デパートやノリ屋をのぞい
て見ると、やはりいいやつは百七十円
もしている千枚で。これはそれにして

もあまりに開きが多過ぎるので、こ
の点は先ほどしばしば皆様からお話を
御要望がありました。何かそういう
方面を調整すれば大臣が言われたよう
に、もつと消費が伸びるのじやない
か。あまりにも高過ぎるということに
注意をして、内外ともに販路について
御研究を願いたいと思います。

○委員長(鷹野繁雄君) 両案について
は、本日はこの程度にいたします。
御研究を願いたいと思ひます。
散会いたします。

午後三時五十四分散会

昭和三十六年六月九日印刷

昭和三十六年六月十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局